

令和5年2月26日

柳井市立図書館

館長 石岡雅朗様

柳井市立図書館協議会

会長 河岡治子

複合図書館管理運営方針について（答申）

令和4年7月31日に貴職から諮問のあったこのことについて、下記のとおり意見を添えて承認します。

記

1 図書館運営について

(1) 人員配置

- ・職員体制は、図書館司書と市民活動センター職員はそれぞれ専門職であることから、サービスの低下を招かないような体制を維持し、適切な配置を行うこと。また館長又は職員への将来的な外部人材の登用については、図書館サービスの向上を目指すことを目的として、他県、他市の事例を参考にして検討すること。
- ・維持管理費は、次世代への負担とならないようにすべきではあるが、人件費を抑えることによってサービスの低下を招くことがないように、適切な体制の構築を図ること。

(2) 運用について

- ・平日の開館時間は21時までとなっているが、夜間の活用方法についてサービスの向上となる有効的な取組を検討すること。
- ・職員不在となる18時以降の夜間利用者へのサービス向上のため、予約本受渡し等の体制の構築を検討すること。

(3) 蔵書

- ・資料の購入計画は、将来にわたって図書館の規模に合った予算の確保に努め、それぞれの年代に応じた選書を行うこと。
- ・柳井地域に関する資料を積極的に収集し、適切に管理すること。

## 2 複合としての活動

### (1) 多様な企画・運営

- ・来館が困難な方への対応は、デマンド交通の活用や宅配サービスの導入を検討するほか、移動図書館、電子図書館等の導入を検討するなど、より利用しやすい環境づくりを行い、サービスの拡充を図ること。
- ・広報等について、市民へ複合図書館に関する情報提供を効果的に行い、来館者の増加に繋げること。
- ・図書館サポーターなど、ボランティアと連携し、利用者向上のための多様な企画・運営を行い、複合図書館としての活動を活性化させること。

### (2) 市民活動との連携

- ・市民活動センターは、館内のスタジオを活用して利用者が相談しやすい環境をつくり、利用者同士の交流や連携を低下させないようにすること。
- ・市民活動の交流の日を設け、誰もが利用しやすい環境を整えること。

### (3) 滞在型の図書館機能

- ・子どもからお年寄りまで、あらゆる世代が学習や調査・研究、情報収集や読書など、ゆっくり過ごすことができるサードプレイス（第3の居場所）としての居心地の良い滞在型の図書館を目指すこと。